

古物営業法事務取扱要領の制定について

発出年月日：平成 21 年 6 月 12 日

文書番号：沖例規生企第 3 号

改正 前略・・・令和 3. 3 沖例規務第 9

古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）、古物営業法施行令（平成 7 年政令第 326 号）、古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号）、行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成 7 年国家公安委員会告示第 7 号）及び古物営業法施行細則（平成 21 年沖縄県公安委員会規則第 7 号）に基づく事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。